○四国地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十二号及び三百十九号　香川県仲多度郡まんのう町宮田字宮中七五八番一から同町宮田字宮中六八四番一まで　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月一日

○四国地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
新居浜市船木字長野二一二〇番一から同市萩生字本郷四五二番二まで	前	A　九・二〇～四一・三〇メートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H・I及びJは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　四一・三〇～七・〇七二キロメートル	
		D・E・F　二六・三〇～一二三・八八	
		G・H・I　五・一九四	
	後	A　九・二〇～四一・三〇　七・〇七二	
		B・C・D・E・F　二三・〇三～一四五・五二　五・六四二	
		G・H・I・J	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十三号　愛媛県上浮穴郡久万高原町中津字久主二〇〇二番地内　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月一日

○四国地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十三号　愛媛県上浮穴郡久万高原町中津字久主六一一六番一から同町中津字久主六一四五番まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年六月一日

○九州地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福岡市西区大字徳永字オヌポシ七一八番七から同市西区大字徳永字蓮花寺五九九番一まで	前	五一・〇〇～八八・三〇メートル
	後	五〇・〇〇～六八・五〇　〇・〇七三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○北海道開発局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日　北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道紋別郡雄武町字雄武九一五番一地先から同町字雄武九二〇番一地先まで	前	二八・五〇～二九・五〇メートル
	後	二四・七三～三五・一六　〇・〇一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月一日　北海道開発局長　岡部　和憲